

1. 会 合 名	社債等の発行手続に関するワーキング・グループ（第11回）
2. 日 時	2025年7月28日（月）13時30分～14時50分
3. 議 案	○本ワーキング・グループにおける今後の検討事項について
4. 主な内容	○本ワーキング・グループにおける今後の検討事項について 冒頭、以下の点について認識共有を行った。 ・「社債券等の募集に係る需要情報及び販売先情報の提供に関する規則」（以下「規則」という。）の導入により、規則の対象である主幹事方式によって発行される社債券等に係る「需要情報」及び「販売先情報」の報告は適切に行われており、条件決定のより一層の適正化が図られていること。 ・定例のアンケートによって把握した問題意識は、規則の対象外の社債券等（※）における、販売後の発行会社への報告に係る論点であること。よって、「社債」において「虚偽の需要」により条件決定プロセスが歪められている等の不正確な情報が対外的に発信されて業界全体の不信感につながることはないよう適切に対処する必要があること。 （※）具体的には、入札方式又はナショナル・シ団方式で発行される地方債及び政府保証債や、主幹事方式で発行される有価証券のうち主として個人に取得させることを目的として引受けが行われるものなどが該当する。 その後、規則の対象外の社債券等に係る販売後の発行会社への報告や、起債運営の適正化・透明化について意見交換が行われた。 以 上
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する 問い合わせ先	公社債・金融商品部（03－6665－6771）